

令和7年
岩手県教育委員会定例会
6 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和7年6月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和7年6月16日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 議案第3号 県立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて (学 校 教 育 室)

第3 議案第4号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて (教 育 企 画 室)

第4 議案第5号 岩手県教育職員免許状再授与審査会委員の任命に関し議決を求めることについて (教 職 員 課)

第5 議案第6号 教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)

第6 議案第7号 岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)

第7 議案第8号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (服 務 管 理 監)

閉会

議案第3号

県立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて

次のとおり県立学校の設置及び廃止をすることについて、議決を求める。

1 県立特別支援学校の設置

学校名	区 分	部	課程等	学 科	位 置
岩手県立二戸北星支援学校	本校	小学部			二戸市
		中学部			
		高等部	全日制	普通科	
	奥中山校	小学部			二戸郡一戸町
		中学部			

2 県立特別支援学校の廃止

学校名	区 分	部	課程等	学 科	位 置
岩手県立盛岡みたけ支援学校	奥中山校	小学部			二戸郡一戸町
		中学部			

3 設置及び廃止の時期

令和8年4月1日

令和7年6月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

県立学校の設置及び廃止をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
(特別支援学校)						(特別支援学校)								
第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。						第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。								
名 称		区 分	部	課程等	学 科	名 称		区 分	部	課程等	学 科	位 置		
[略]						[略]								
岩手県立盛岡 みたけ支援学 校		本校	[略]			岩手県立盛岡 みたけ支援学 校			[略]					
		奥中山校	小学部						二戸郡一戸町					
			中学部											
[略]						[略]								
岩手県立久慈 拓陽支援学校		[略]				岩手県立久慈 拓陽支援学校		[略]						
岩手県立二戸 北星支援学校		本校	小学部			二戸市	奥中山校		小学部			二戸郡一戸町		
			中学部											
			高等部	全日制	普通科									
					小学部						小学部			
					中学部									
備考 改正部分は、下線の部分である。						備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年 月 日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県立二戸北星支援学校を設置し、及び岩手県立盛岡みたけ支援学校奥中山校を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である

。

議案第 4 号

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 7 年 7 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
岩手県社会教育連絡協議会副会長	菊 池 まゆみ
岩手県立大学社会福祉学部講師	山 本 操 里

2 解任（令和 7 年 6 月 30 日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
小 綿 久 徳	令和 6 年 8 月 1 日	辞任の申し出があったため
瀧 井 美 緒	令和 5 年 12 月 20 日	辞任の申し出があったため

令和 7 年 6 月 16 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県教育振興基本対策審議会の任命 新旧対照表（案）

委員任期：令和5年12月20日～令和7年12月19日

No.	選出区分	推薦団体	現委員		※年齢は令和7年7月1日時点				新委員（案）		※年齢は令和7年7月1日時点			
			職 名 等	氏 名	年齢	性別	市町村	年数	職 名 等	氏 名	年齢	性別	市町村	年数
1	(1) 市町村長	岩手県市長会	釜石市長	おの 小野 ぎょう 共	56	男	釜石市	2		変更なし				
2		岩手県町村会	矢巾町長	たかはし 高橋 しょうぞう 昌造	79	男	矢巾町	7		変更なし				
3	(2) 市町村教育員会教育長	岩手県市町村教育委員会協議会	八幡平市教育委員会教育長	ほし 星 としや 俊也	70	男	盛岡市	4		変更なし				
4			雫石町教育委員会教育長	さとう 佐藤 よしひこ 嘉彦	70	男	盛岡市	5		変更なし				
5	(3) 教育関係団体の役職員	一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	やまぐち 山口 まき 真樹	52	女	盛岡市	5		変更なし				
6		岩手県高等学校PTA連合会	岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	なかむら 中村 みか 美香	54	女	盛岡市	1		変更なし				
7		岩手県社会教育連絡協議会	岩手県社会教育連絡協議会副会長	こわた 小綿 ひさのり 久徳	60	男	盛岡市	1	岩手県社会教育連絡協議会副会長	きくち 菊池 まゆみ	58	女	盛岡市	新任
8		公益財団法人岩手県体育協会	公益財団法人岩手県体育協会理事	すずき 鈴木 みちよ 美智代	50	女	奥州市	4		変更なし				
9		一般社団法人岩手県芸術文化協会	奥州市芸術文化協会副会長	すずき 鈴木 みきこ 美喜子	66	女	奥州市	3		変更なし				
10		一般社団法人岩手県私学協会	一般社団法人岩手県私学協会理事	あさぬま 浅沼 ちあき 千明	58	女	盛岡市	4		変更なし				
11	(4) 学識経験者		岩手大学教育学部教授	たしろ 田代 たかあき 高章	64	男	盛岡市	8		変更なし				
12			富士大学経済学部教授	ささき 佐々木 しゅういち 修一	72	男	花巻市	8		変更なし				
13			宮古市立山口小学校地域学校協働本部 地域学校協働活動推進員	ささき 佐々木 よしえ 良恵	62	女	宮古市	8		変更なし				
14			岩手県立大学社会福祉学部准教授	たきい 瀧井 みお 美緒	38	女	盛岡市	2	岩手県立大学社会福祉学部講師	やまもと 山本 さおり 操里	46	女	盛岡市	新任
15			岩手大学教育学部准教授	たきよし 滝吉 みちか 美知香	43	女	盛岡市	6		変更なし				
16			泉金酒造株式会社常務取締役	やえがし 八重樫 ゆり 由吏	64	女	岩泉町	8		変更なし				
17			いちのへサンビレッジクラブ代表	にしだて 西舘 あつし 敦	46	男	一戸町	8		変更なし				
18			株式会社長島製作所代表取締役社長	しんぐう 新宮 ゆきこ 由紀子	52	女	一関市	8		変更なし				

◇岩手県附属機関条例（令和5年条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

- （1） 岩手県総合計画審議会
- （2） 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- （3） 岩手県商工観光審議会
- （4） 岩手県農政審議会
- （5） 岩手県水産審議会
- （6） 岩手県教育振興基本対策審議会

- 3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (専門委員)

第5条 (省略)

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

- 2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 (省略)

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例(昭和38年岩手県条例第44号)
 - (2) 岩手県財産評価審議会条例(昭和39年岩手県条例第20号)
 - (3) 岩手県特別職報酬等審議会条例(昭和39年岩手県条例第63号)
 - (4) 岩手県農政審議会条例(昭和47年岩手県条例第9号)

- (5) 岩手県水産審議会条例（昭和 48 年岩手県条例第 46 号）
- (6) 岩手県商工観光審議会条例（昭和 49 年岩手県条例第 6 号）
- (7) 岩手県総合計画審議会条例（昭和 54 年岩手県条例第 29 号）
- (8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成 15 年岩手県条例第 36 号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関（次項において「旧附属機関」という。）は、第 2 条第 1 項の規定により置かれる相当の附属機関（次項において「新附属機関」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第 3 条第 1 項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（中小企業振興条例の一部改正）

5 （省略）

別表第 1 ～ 9 （第 2 条、第 3 条関係）（省略）

別表第 10 （第 2 条、第 3 条関係）

教育関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県教育振興基本対策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本対策に関し必要な事項について調査審議すること。	18 人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2 年
2 岩手県教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等（以下この項において「児童生徒等」という。）の就	20 人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員	2 年

	学及び当該児童生徒等に対する支援の内容等に関する事項について調査審議し、並びに当該事項について教育委員会に意見を述べること。		(5) 児童生徒等の親権者又は未成年後見人を代表する者		
3 岩手県美術品収集評価委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術品取得基金条例（平成3年岩手県条例第36号）に規定する美術品取得基金により取得する美術品及び寄贈により取得する美術品の鑑定評価に関する事項について調査審議すること。	10 人	学識経験者	2 年	
別表第 11（第 2 条、第 3 条関係）（省略）					

審議会等の設置・運営に関する指針

平成12年2月22日付け人第1016号 総務部長通知

令和7年3月31日付け行経第207号 総務部長通知（最終改正）

1 趣旨

この指針は、審議会等の運営の簡素・効率化及び審議等の活性化を図るとともに、審議等への県民の参画を推進するため、審議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審議会等の定義

この指針において、「審議会等」とは次のものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を行うため、法律又は条例により設置する審議会等

(2) 懇談会等

県の各種施策の企画立案及び行政執行において、有識者などの意見を聴取し県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置する協議会、懇談会等。ただし、国や地方公共団体のみで構成し、相互の連絡調整等を目的とするもの及び国や地方公共団体、関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものについては除く。

3 附属機関の設置等

(1) 附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、類似又は関連する既存の審議会等の活用又は一般的な会議の開催により対応できないかなど、その必要性を十分検討するほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア より積極的に有識者や県民等の意見を県政に反映するため、審査、調査、審議等を行うため設置するものについては、法律に基づくもののほか、地方自治法の規定に基づき、附属機関として条例により設置すること。

イ 条例に基づく附属機関については、施策、制度等を体系的に定めた条例において必要な附属機関の設置並びにその組織及び運営に関する事項を規定する場合を除き、岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）に規定して設置すること。

ウ 岩手県附属機関条例第2条第3項に基づき臨時又は緊急の必要があるときに附属機関を設置する場合に行う、同条第4項に規定する告示に当たっては、総務部行政経営推進課総括課長に協議すること。

エ 県民や有識者の意見を聴取する場合には、附属機関の設置に代え、広報媒体やインターネット等を活用して意見を求める方法や県民から直接意見を聴取する機会の設定、関係団体からの個別の意見聴取等によることについても検討すること。

(2) 附属機関の統廃合

ア 廃止等の検討

次に該当する附属機関については、廃止又は随時の設置（委員の任命を行うことを含む。以下同じ。）を検討するものとする。

なお、法律必置の附属機関であって、上記により難しいものについては、この限りでない。

(ア) 設置目的が達成されたもの又は社会情勢の変化等により設置の必要性が低下したもの

(イ) 過去3年間に於いて開催実績のないもの

(ウ) 欠席者の割合が著しく多いもの

(エ) 会議の内容が著しく形式的になっているもの

(オ) 過去1年以上委員が選任されていないもの

イ 統合の検討

法律必置の附属機関以外で、次に該当するものについては、統合を検討するものとする。

なお、統合によって所掌する事務が広範囲となったものについては、必要に応じ、部会や専門委員会等を設けて弾力的、機動的な運営を図るものとする。

(ア) 目的、分掌事務が類似しているもの

(イ) 委員の選任の観点に類似しているもの

(ウ) 統合することでより効率的運営が期待できるもの（部局の枠にとらわれず総合的な観点から検討すること。）

(3) 委員の選任

委員の任命に当たっては、附属機関の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるように留意するとともに積極的な発言が期待される者とするように努めるものとする。

ア 委員数

効率的で活発な審議が行われるために、委員数は原則20人以内とする。

イ 充て職の見直し

充て職については、次の点に留意の上、その見直しを行うものとする。

(ア) 当該委員を充て職にすることについて、客観的かつ合理的な理由を具備していること。

(イ) 特定の部門に係る団体の長を充て職にしている場合にあっては、当該団体の長以外の者を委員に任命することの可能性についても検討すること。

ウ 各種団体等への推薦依頼

各種団体等に委員の推薦を依頼する場合にあっては、継続的な出席が確保され活発な意見が述べられるよう、当該団体の代表者に限らず、幅広く人選されるよう協力を求めるものとする。

エ 男女共同参画の推進及び若手委員等の積極的選任

委員の選任に当たっては、次の点に配慮するものとする。

(ア) 男女共同参画の推進

男女共同参画を推進するため、原則、男女それぞれの委員の割合を委員総数の50パーセントとすること。また、これにより難しい場合は、男女いずれか一

方の委員の数が委員総数の40パーセント未満にならないこと。

(イ) 若手委員（50歳未満）の選任

若い世代の意見を反映させるため、若手委員の割合を25パーセント以上とすること。

オ 公募制の導入及び地域バランスの配慮

附属機関に民意を反映させ、県民の参画機会を拡充するために、当該附属機関の役割や性格を考慮し、専門的知識の必要性など委員に求められる要件を検討の上、委員の一部を公募により選任するよう努めるとともに、委員の選任に当たっては、地域バランスも考慮するものとする。

カ 委員の兼任の回避

委員の選任に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 法律及び法律に基づく命令による充て職以外については、広く適任者を求め、原則として、同一部局内において同一人による複数の委員兼任は避けること。

(イ) 同一人が委員を兼任できる附属機関の数は、原則として4機関とすること。

キ 長期在任の回避

在任期間は、原則として8年間を限度とする。

ク 県職員等の任命の縮小

行政への民意の反映の観点から、県職員は法律及び法律に基づく命令に特段の定めがある場合を除き、原則として委員に選任しないものとする。

また、県職員であった者についても選任しないよう努めるものとする。

ただし、属人的な知識や経験に着目して委員とする場合はこの限りでない。

ケ 委員の任命行為

附属機関の委員の任命については、辞令書を交付して行うものとする。

なお、発令の際は、原則として履歴書又は略歴書と承諾書を徴するものとする。

(4) 会議の運営

ア 資料の事前配付

活発な意見交換等を推進するため、会議資料については、原則として事前に委員へ配付する。

イ 会議資料の作成

論点を整理したものや用語集などわかりやすい資料の作成に努める。

ウ 会議の運営

委員の自由な発言を引き出すため、会議の進行要領等にとらわれない弾力的な運営に努める。

また、会議が質疑・要望のみに終始することのないよう留意する。

エ 検討結果の報告

委員からの意見・提言等の内容の検討結果については、随時、会議において報告する。

(5) 会議の公開

公開の方法及び手続については、「審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月31日制定）」に則り、適切に実施する。

4 懇談会等の開催

(1) 附属機関の規定の準用

3(4)及び(5)の規定は、懇談会等について準用する。この場合において、3(4)中「委員」とあるのは「懇談会等の構成員」と、同エ中「意見・提言等」とあるのは「意見」と読み替えるものとする。

(2) 懇談会等における留意事項

ア 名称は、「懇談会」、「懇話会」、「研究会」とし、「審査会」、「審議会」、「調査会」、「委員会」等の名称を用いないこと。

また、その構成員を「委員」としないこと。

イ 要綱等の開催目的や活動内容等に「調停」、「審査」、「諮問」、「審議」、「調査」といった附属機関と混同される表現を用いないこと。

ウ 県から懇談会等に対して「諮問」を行わないこと。

エ 懇談会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。

オ 懇談会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。

カ 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための懇談会等において、懇談会等において策定、決定する形を取らないこと。

キ 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、常設の会議体としないこと。また、原則3年以内の開催とすること。

ク 構成員に対する任命行為（委嘱を含む。）を行わないこととし、就任に係る依頼文書の送付によることとする。

5 審議会等の設置等の場合の協議等

(1) 附属機関の設置等（岩手県附属機関条例の改正を要するもののほか、附属機関の設置を規定している個別の条例の制定・改廃を含む。）を行おうとするときは、各附属機関所管室課の長は、本庁主管室課を通じ、別に定める日までにあらかじめ総務部行政経営推進課総括課長に協議するものとする。

(2) 懇談会等の要綱等の制定又は改廃を行おうとするときは、本庁主管室課において要綱等の内容が4(1)及び(2)の規定を満たすことをあらかじめ確認するものとする。

(3) 総務部長は、毎年度、新設、統廃合、委員任免、開催状況、改善案等について、各部局長に照会し、その結果を公表するものとする。

議案第 5 号

岩手県教育職員免許状再授与審査会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県教育職員免許状再授与審査会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和 7 年 7 月 1 日付）

役 職 等	氏 名
性障害専門医療センター（S O M E C）代表理事	福 井 裕 輝
東北学院大学人間科学部心理行動科学科 教授	金 井 嘉 宏
岩手大学大学院教育学研究科 准教授	杉 山 智 風
T M I 総合法律事務所 弁護士	石 戸 あかね
南部富士法律事務所 弁護士	畠 山 将 樹

令和 7 年 6 月 16 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県教育職員免許状再授与審査会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県教育職員免許状再授与審査会委員（案）

委員任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

No	氏 名	専門分野	役職等	年齢	性別	市町村
1	ふく い ひろ き 福 井 裕 輝	医療	性障害専門医療センター(SOMEK)代表理事	55	男	東京都新宿区
2	かな い じ ひろ 金 井 嘉 宏	心理・福祉	東北学院大学人間科学部心理行動科学科 教授	47	男	宮城県仙台市
3	すぎ やま ち かぜ 杉 山 智 風	心理・福祉	岩手大学大学院教育学研究科 准教授	29	女	盛岡市
4	いし とう あかね 石 戸 あかね	法律	TMI総合法律事務所 弁護士	27	女	東京都中央区
5	はたけ やま まさ き 畠 山 将 樹	法律	南部富士法律事務所 弁護士	48	男	盛岡市

※年齢は令和7年7月1日現在

【審議会等の設置・運営に関する指針】

委員数【20人以内】	5人
男女登用率【40%未満にならないこと】	男60%(3) 女40%(2)
若手委員(50歳未満)【25%以上】	80% (参考:平均41.2歳)
在任期間【8年超とにならないこと】	なし

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（抜粋）

（令和三年法律第五十七号）最終改正：令和五年七月十三日 法律第六十七号

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等

（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

- 第二十二條 特定免許状失効者等（教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。
- 2 都道府県教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県教育委員会は、教育職員免許法第十条第二項（同法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第二十三條 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、**都道府県教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。**

- 2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（抜粋）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十三條第二項の規定に基づき、並びに同法第十五條第二項及び第二十二條第一項の規定を実施するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

（都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員）

第三條 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、**都道府県教育委員会が任命する。**

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（抜粋）

- 4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策

（2）都道府県教育職員免許状再授与審査会

○ 都道府県教育委員会による特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し、意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、再授与審査会を置く（法第23條第1項）

○ **再授与審査の公平・公正性や専門性を確保するため、再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により議決を行うものとする。**なお、第三者性の確保の観点から、教育委員会（当該都道府県以外の教育委員会に所属する場合を含む。）の職員は、再授与審査会の委員としては参画しないものとする。

加えて、再授与審査会において再授与が適当であるとの結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全会一致をもって行うものとする。

岩手県教育委員会 規則第6号

岩手県教育職員免許状再授与審査会 規則

（趣旨）

第1條 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）第6條の規定により、岩手県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2條 審査会は、**委員5人以内**をもって組織する。

（会議）

第3條 審査会は、会長が招集する。

（意見の聴取）

第4條 審査会は、必要に応じて関係行政機関の職員その他 議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（秘密を守る義務）

第5條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（補則）

第6條 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第6号

教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和7年6月26日付）

職 名 等	氏 名
岩手県社会教育委員	森 川 静 子
岩手大学名誉教授	浅 沼 道 成
一般社団法人岩手県PTA連合会会長	山 下 泰 幸
一般社団法人岩手県設備設計事務所協会会長	新 山 正 智
公認会計士	林 謙 志

令和7年6月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員（案）

委員任期：令和7年6月26日～令和8年3月31日

No.	選出区分	職名等	氏名	年齢	性別	市町村
1	学識経験者（社会教育）	岩手県社会教育委員	森川 静子	69	女	二戸市
2	学識経験者（スポーツ科学）	岩手大学名誉教授	浅沼 道成	67	男	盛岡市
3	施設利用者代表	一般社団法人岩手県PTA連合会会長	山下 泰幸	49	男	盛岡市
4	学識経験者（施設管理）	一般社団法人岩手県設備設計事務所協会会長	新山 正智	65	男	盛岡市
5	公認会計士	公認会計士	林 謙志	57	男	矢巾町

※ 年齢は令和7年6月26日時点

審議会等の設置・運営に関する指針への対応状況

チェック項目	今 回
委員数【8人以内（条例の規定）】	5人
男女委員の登用率【男女いずれも40%以上目標】	男 80%（4/5）： 女 20%（1/5）
若手委員（50歳未満）【25%以上目標】	20%（1/5）（※参考 平均年齢 61.4歳）

参考資料（根拠法令）

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

第10章 公の施設

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2・3 [略]

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 [略]

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

◇岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせる必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3・4 [略]

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第11（第2条、第3条関係）

執行機関共通附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員	執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	8人	(1) 当該公の施設の指定管理者に応募する法人若しくは団体又は現に当該公の施設の指定管理者であるものと利害関係を有しない者で、 <u>当該公の施設の運営に関し優れた識見を有すもの</u> (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

議案第 7 号

岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和 7 年 6 月 23 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立北厨川小学校校長	山 本 一 行
盛岡市立下橋中学校校長	熊 谷 治 久
岩手県立盛岡第四高等学校校長	川 崎 広 幸
葛巻町青年連合協議会会員	桂 川 いずみ
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	佐 藤 洋 子
一般社団法人岩手県 P T A 連合会副会長	福 田 育 英
奥州市牛の博物館主任学芸員	森 本 陽
滝沢市教育委員会教育長	太 田 厚 子
株式会社岩手日報社編集局次長兼記事審査部長兼論説委員会委員	細 田 清
岩手県立大学准教授	鈴 木 正 貴
花巻市教育委員会文化財課文化財専門官	酒 井 宗 孝
啄木研究家（元石川啄木記念館学芸員）	山 本 玲 子
盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	石 川 京 子
元岩手県立博物館友の会会員	佐 藤 祐 子

令和 7 年 6 月 16 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立博物館協議会委員（案）

委員任期：令和7年6月23日～令和9年6月22日
公募委員：令和5年12月23日～令和7年12月22日

No.	分野	推薦団体	現委員 ※年齢は令和7年6月23日現在							新委員（案） ※年齢は令和7年6月23日現在						
			職名等（就任時）	氏 名	生年月日	年齢	性別	居住地	年数	職名等	氏 名	生年月日	年齢	性別	居住地	年数
1	学校教育関係者	岩手県小学校長会	盛岡市立東松園小学校校長	小田島 晃司	S40. 11. 16	59	男	盛岡市	1	盛岡市立北厨川小学校校長	山本 一行	S41. 10. 9	58	男	盛岡市	1
2		岩手県中学校長会	盛岡市立厨川中学校校長	照井 英輝	S40. 10. 20	59	男	盛岡市	1	盛岡市立下橋中学校校長	熊谷 治久	S42. 11. 19	57	男	盛岡市	1
3		岩手県高等学校長協会	県立盛岡第四高等学校校長	川崎 広幸	S40. 5. 7	60	男	盛岡市	1	県立盛岡第四高等学校校長	川崎 広幸	S40. 5. 7	60	男	盛岡市	2
4	社会教育・家庭教育関係者	岩手県青年団体協議会	葛巻町青年連合協議会会員	桂川 いずみ	H2. 4. 16	35	女	葛巻町	2	葛巻町青年連合協議会会員	桂川 いずみ	H2. 4. 16	35	女	葛巻町	3
5		特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	佐藤 洋子	S23. 6. 9	77	女	花巻市	1	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	佐藤 洋子	S23. 6. 9	77	女	花巻市	1
6		一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	福田 育英	S52. 6. 17	48	男	盛岡市	1	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	福田 育英	S52. 6. 17	48	男	盛岡市	2
7	団体推薦等	岩手県博物館等連絡協議会	もりおか歴史文化館学芸員	福島 茜	S61. 5. 26	39	女	盛岡市	4	奥州市牛の博物館主任学芸員	森本 陽	S58. 1. 23	42	女	奥州市	1
8		岩手県市町村教育委員会協議会	滝沢市教育委員会教育長	太田 厚子	S35. 12. 2	64	女	滝沢市	2	滝沢市教育委員会教育長	太田 厚子	S35. 12. 2	64	女	滝沢市	3
9		岩手県立博物館友の会	岩手県立博物館友の会会員	細越 千絵子	S44. 3. 21	56	女	盛岡市	8							
10		株式会社岩手日報社	株式会社岩手日報社編集局報道センターセンター長兼論説委員会委員	細田 清	S41. 9. 29	58	男	盛岡市	2	株式会社岩手日報社編集局次長兼記事審査部長兼論説委員会委員	細田 清	S41. 9. 29	58	男	盛岡市	3
11	学識経験者	個人	岩手医科大学教養教育センター長	松政 正俊	S35. 8. 23	64	男	盛岡市	8	岩手県立大学准教授	鈴木 正貴	S49. 5. 11	51	男	盛岡市	1
12			前公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター所長	齊藤 邦雄	S31. 7. 18	68	男	北上市	2	花巻市教育委員会文化財課文化財専門官	酒井 宗孝	S33. 2. 9	67	男	花巻市	1
13			啄木研究家（元石川啄木記念館学芸員）	山本 玲子	S32. 5. 22	68	女	八幡平市	6	啄木研究家（元石川啄木記念館学芸員）	山本 玲子	S32. 5. 22	68	女	八幡平市	7
14			盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	石川 京子	S22. 8. 8	77	女	盛岡市	4	盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	石川 京子	S22. 8. 8	77	女	盛岡市	5
15										元博物館友の会会員	佐藤 祐子	S27. 3. 9	73	女	盛岡市	1
16			公募	田老和心会特別養護老人ホームふれあい荘施設長	松本 勝徳	S36. 6. 22	64	男	宮古市	1	(今回変更なし)					

任命前				(任命後)R7. 6. 23現在			
委員数	15人以内	15人	15人				
委員の男女比率（男性・女性）	男女いずれも40%以上目標	53. 3%：46. 7%	53. 3%：46. 7%				
若手委員（50歳未満）の登用率	25%以上目標	20. 0%	20. 0%				
委員の平均年齢		59. 7歳	59. 9歳				
在任期間 8年超	原則 8年間程度	なし	なし				

根拠法令等（抜粋）

◇博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

◇博物館条例（昭和 55 年 7 月 15 日条例第 41 号）

（博物館協議会）

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◇岩手県立博物館管理運営規則（昭和 55 年 9 月 26 日教育委員会規則第 9 号）

（協議会の所掌）

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に対して意見を述べることができる。

- （1） 資料の収集、保管、展示等に関すること。
- （2） 資料の調査研究、利用等に関すること。
- （3） その他博物館の運営に関すること。

（会長）

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。